

4

木造住宅 **除却** 工事補助の概要最高
20.7万円対象となる
住宅は？

耐震診断により評点結果が0.7未満、または、市が耐震性がないと判断した木造住宅を除却する工事であり、かつ次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除却する工事を対象とします。

(ア)耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第3号の規定により耐震改修促進計画に記載された道路の沿道であること。

(イ)外壁から境界線までの距離が、平屋の場合は2m以内、2階建て以上の場合4m以内に建てられている住宅であること。

(ウ)三重県が平成18年3月に策定した密集市街地整備基本方針において三重県密集市街地として位置付けられた区域内に住宅が存すること。

支援内容
(補助金額)

工事費用の23%の額。ただし、20.7万円が上限。
(国1/2、市1/2の負担割合)

5

木造住宅 **空き家除却** 工事補助の概要最高
20.7万円対象となる
住宅は？

補助申請時に1年以上居住その他使用実態がなく、耐震診断により評点結果が0.7未満、または、市が耐震性がないと判断した木造住宅を除却する工事であり、かつ次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除却する工事を対象とします。

(ア)耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第3号の規定により耐震改修促進計画に記載された道路の沿道であること。

(イ)外壁から境界線までの距離が、平屋の場合は2m以内、2階建て以上の場合4m以内に建てられている住宅であること。

(ウ)三重県が平成18年3月に策定した密集市街地整備基本方針において三重県密集市街地として位置付けられた区域内に住宅が存すること。

支援内容
(補助金額)

工事費用の23%の額。ただし、20.7万円が上限。
(国1/2、県1/4、市1/4の負担割合)

お問い合わせ先

桑名市都市創造部都市計画課

〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地

Tel. 0594-24-1295 Fax. 0594-24-3287

E-mail tosiseim@city.kuwana.lg.jp

市のホームページでも住宅耐震化についての情報をご覧いただけます。
(桑名市ホームページ)

<https://www.city.kuwana.lg.jp/toshiseibi/kurashi/machidukuri/28-57351-321-329.html>

耐震補助制度

検索

桑名市木造住宅耐震支援制度
(令和6年度版)

「地震から自分の命、家族、財産を守りたい。」
「住宅を地震に対して強くしたい。」
桑名市は、そんなみなさんを応援します。



地震から、かけがえのない命を守るために

①耐震診断

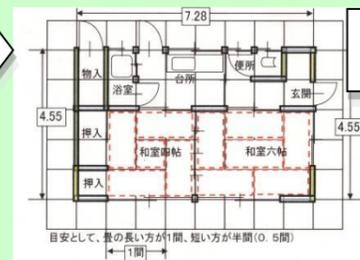
昭和56年5月以前の
木造住宅を対象に、
無料耐震診断を実施



「耐震診断」とは、住まいの地震に対する強さを判定することです。地震に対する家の強さを、評点(0~1.5)の数値で示します。(評点が1.0以上となる住宅が「倒壊するおそれが少ない住宅」となります。)

②補強設計

一定の要件を満たす
補強設計に対して、
最高**18万円**を補助



「補強設計」では、耐震診断結果に応じてどのように補強するかを設計者と相談しながら決めていきます。壁の追加などにより使い勝手が変わる場合がありますので、じっくりと検討してください。

③補強工事

補強工事に対して、
最高**100万円**から
最高**110万円**を補助



「補強工事」とは、「補強設計」で作成された図面をもとに工事を行うことです。基礎の補強、壁の追加、屋根の葺き替え等設計に基づき行われます。リフォーム工事補助も追加でご利用いただけます。

④除却工事

一定の要件を満たす
各除却工事に対して、
最高**20.7万円**を補助

⑤空き家除却工事

「除却工事」とは、建物を利用する見込みがない場合に除却(解体)する工事です。耐震診断の結果、耐震性が不足していると診断された住宅については、震災による周囲への影響を鑑み、補強工事のほかに除却工事を行うことも検討の一つとなります。

桑名市は、これらに要する費用の全部(耐震診断)若しくは一部(補強設計、補強工事、除却工事及び空き家除却工事)を補助しています。詳しくは次のページで

1 木造住宅耐震診断支援制度の概要

無料

対象となる住宅は？

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で階数が3階以下の建築物が制度の対象となります。(木造住宅でも、丸太組構法、国土交通大臣の特別な認定を得た工法は、対象になりません。)

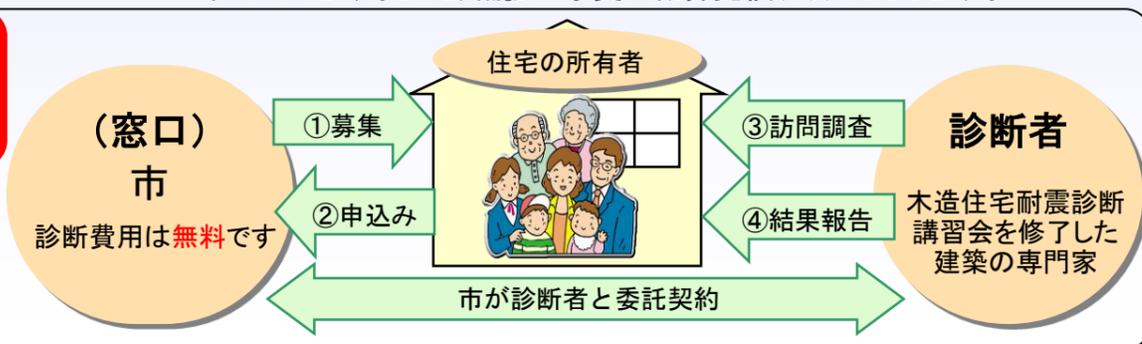
どこに申し込むの？

市の窓口にて①募集に合わせて、住宅の所有者の方が②申込みます。

だれがどのように診断するの？

三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習会を修了した建築の専門家が申し込まれた方に電話連絡し、診断の日時を調整したうえで③訪問調査を行います。訪問調査後、構造計算を行い、診断内容をまとめて、④結果報告にうかがいます。また、補強工事費の概算見積りもお示します。

支援内容



2 木造住宅耐震補強設計補助の概要

最高18万円

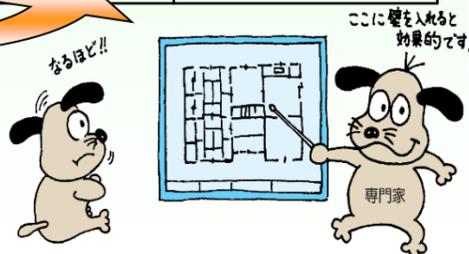
対象となる住宅は？

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い又はある」(評点1.0未満)住宅を「一応倒壊しない」(評点1.0以上)住宅にする設計を対象とします。

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
対象設計	← 補強設計前 →		← 補強設計後 →	

支援内容 (補助金額)

設計費用の2/3の額。ただし、18万円が上限。(県1/2、市1/2の負担割合)



3 木造住宅耐震補強工事補助の概要

最高100万円～(110万円)

対象となる住宅は？

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」(評点0.7未満)住宅を「一応倒壊しない」(評点1.0以上)住宅にする工事を対象とします。

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
対象工事	← 補強工事前 →		← 補強工事後 →	

支援内容 (補助金額)

次の(1)～(3)の条件により補助金額が異なります。(①と②の合計=補助金額)

(1)平成31年3月31日以前に左記2. 耐震補強設計を実施

①補強工事の費用の11.5%(上限41.1万円)

②補強工事の費用の2/3(上限60万円)

⇒ 最高101.1万円補助

(2)平成31年4月1日～令和3年3月31日までに左記2. 耐震補強設計を実施

①補強工事の費用の40%(上限50万円)

②補強工事の費用の2/3(上限60万円)

⇒ 最高110万円補助

(3)令和3年4月1日以降に左記2. 耐震補強設計を実施

①補強工事の費用の40%(上限50万円)

②補強工事の費用の2/3(上限50万円)

⇒ 最高100万円補助

(①国負担 ②県1/2、市1/2の負担割合)

3 追加補助 リフォーム工事補助の概要

最高20万円

対象となる工事は？

- ・木造住宅耐震補強工事補助とあわせて機能向上を目的とすること。
- ・県内に本店、支店、営業所を有する建設業者が施工すること。
- ・耐震補強工事補助に含めることができない住宅の改善工事であること。(例:段差改修、設備改修、外壁・屋根・床・内装等の改修、増築・減築工事等)
- ・他の補助金、介護保険等による給付を受けないこと。

※門扉等の外構工事、容易に取り外しのできる物を設置する工事は対象外です。

支援内容 (補助金額)

リフォーム工事費の1/3の額。ただし20万円が上限。(県負担)

